



無用な、不安を抱かれ或いはその無用な不安に基きましてさきへな悲しい事件が起ることはないようにして頂くことが出来るか。私はできますことを切望するのでありますが、その点についてどうかはつきりしたお答えを頂いておきたいと思つてございます。

○政府委員(石原幹市郎君) 只今の問題につきましては数次に亘るこの連合委員会におきまして、私その他からたび／＼お答えを申し上げたところでありまして、只今お話しになりましたように、無用の摩擦であるとか混乱を生じないように、登録の制度につきましても一応便法を講じて便宜を計ろう。それから又御指摘になりました出入国管理令の二十四條の運用につきましても、先般来殆んど各項目に亘つてそれぞれ質疑応答が交わされまして、御了解を得ておると思つてございます。これは二十四條は「退去を強制することが出来る」という書き方でございまして、ここに列挙されておる者を全部該当者として退去というふうなことを毛頭考へておるものではないのであります。各項目の運用につきましても、日韓会談等においても運用方針等をいろ／＼打合せておりますし、今後、今日まで長く日本に在留され、法律を守られ、善良な経過をとつておられます人に対しまして、何らの摩擦を考へようとしておるものではないのであります。十分諸般の事情を考慮いたしまして、この法の全体の運用については勿論のこと、特に第二十四條の運用につきましては、この委員会が交わされました／＼の御意見を十分参考といたしまして、将来間違ひ

のない運営を図つて行きたい、かように考へております。

○羽仁五郎君 現在の朝鮮の休戦が成立し、少くとも朝鮮において休戦会談の成立が間近のことでありまして、少くともそれまで、それから又願わくば台湾の問題なども國際的に立派に解決せられますまで、強制送還というふうな問題に關し、ポツダム宣言受諾に伴う命令に基き外務省關係で発せられた諸命令に基き強制送還の措置、又たび／＼お話しになりました外人登録乃至出入国管理に關する措置において、無理な措置はおとりにならないというふうな御答弁だつたというふうな伺つてよろしうございませうか。

○政府委員(石原幹市郎君) その通りにお考へ願つていいと思ひます。

○羽仁五郎君 私といたしましては、私の質疑は一応これで終ります。最後に外務委員会各位に向つてお願いをいたしておきたいのであります。我ががこの二つの法律案について、私自身がどういふ不安を持つてゐるかというところは御了解すつたことだと思ひます。これらの法律が目的としておるところを私も勿論十分了解するものでありますけれども、併しその目的を遂行しようとするために、その便宜を主に考へて、そうして法律を作られて行く、勿論その際にもできるだけ民主的にという御苦心もあることはよく承知するのでありますけれども、併しながらこの濫用が防がれないやうな形において法律ができておきますと、残念ながら現在の日本では濫用が必ず起つて来るという事実が恐れるのであります。そういう意味におきましてどうか私の質疑の間に現われましたよ

うな心配につきまして御了解が頂けました範圍内において、これらの二つの法律案について我々が心配する必要があるかというふうな審議をお願いしておきたいと思つてあります。甚だ差出がましいお願いでありますけれども、心配の余りそういうことを申すのであるというふうに御了解を願ひたいと思ひます。

○吉田法晴君 一つは国籍の問題についてお尋ねをいたしたい。石原政務次官の御答弁を速記につきまして拜見をいたしたのであります。御答弁によりますとどういふ国籍をとるかということ、相手国の国籍法、朝鮮で言へば独立する朝鮮の国籍法が決することに、こういう御答弁でございませう。

つまり朝鮮なら朝鮮ということ、これは登録関係ですが、登録の切替を認めて行こう、こういう便法をとる。そこでこの国籍を、どういふ国籍をとるかというところは相手国の国籍、朝鮮で言へば独立する朝鮮、或いは中国関係で言ひますと、中国で定められる問題である。そうしてどういふ法令によつてこれを取扱つて行くかということ、例えば朝鮮関係について言ひますならば、日韓会談によつて言ひますならば、日韓会談によつて言ひます。そうすると、日韓会談の結果、或いは日本と台湾政府との間の交渉の結果、向うの国籍法がきまる。そうすると朝鮮の諸君について言へば、それが北鮮の出身であるか、南鮮の出身であるかは問はず、日韓会談によつてきめられるところから従つて国籍が決定されるのであります。差当りの登録につきましては、朝鮮なら朝鮮ということ

で、登録の切替を認めて行く、こういう御答弁でありますから、これは便法でございませう。そこで御質問申し上げなければならぬのは、韓国の……、日韓会談が成立いたしましたして、韓国の国籍法というものがきまると、韓国の国籍を取扱せられるかたについて問題はなわけです。その他のかたについては、朝鮮という登録の便法で行こう。そうすると、そこに御答弁によりますと、国籍のない人ができるといふ御説明でございませうか、その点が一つ。登録法上は便宜朝鮮といふことで扱つて行く、こういう御答弁になりますか。それからもう一つは、心配をいたしますのは、日韓会談或いは日台会談と申しますか、その結果日本の相手にしておるのは韓国である、或いは台湾政権である、こういうことから、中国の人たち、言い換へますと、国民政府、日本の政府の考えます国民政府の意味における中国、これは国民政府の政府とそれから中華民國といふものは、これは別だと思ひます。中国を意味し、そして台湾なり、或いは台湾政権によつて表現せられます国籍を選ばず、率直に言ひますならば、中華民國、この人民共和國の国籍を取扱したいという人について、日台会談の結果、国籍の取得について強制が行われるのではないか。或いはこれはその点は日本政府としては、相手国の国籍法によつてきまる、こういう御答弁でありますけれども、結果から言ひますならば、韓国籍以外には国籍の取得の方法がない、こういう結果になりますために、国籍の選択について意思に副わざる結果が生まれるのじやない

か。この点について重ねて御答弁を煩わしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) この問題につきましては、先般吉田委員との間で質疑応答を重ねまして、更に速記もとめましていろ／＼御懇談まで申し上げましたので、十分内心においては御了解のことと私は思つております。一応重ねて御質疑でありますので、一応更に繰返すようでありませうけれども、もう一回お答えしておこうと思ひます。

今回日本から離れて独立する朝鮮の人々が、どういふ国籍を取るかということ、これは日本でどういふ論ずることのできない問題でありまして、独立する朝鮮の国において決せられる問題であることは申上げるまでもないと思ひます。これは日韓会談できまるといふのではないのであります。当然の一つの原則がそこで互に確認され合ふ、これだけのことであらうと私は思ふのであります。それでたび／＼申し上げましたように、日本といたしまして朝鮮の独立政府と認めて今折衝しておりますのが大韓國民でありまして、差当つての問題としては大韓民國の国籍法で律せられる、こういうふうな我々は考へておるのであります。ただ朝鮮の事情は御案内のことであらう。情勢でありますので、今後六カ月以内に外国人登録法によつて登録の切替をしなければならぬ際に、ここにいろ／＼の摩擦等があつてもいけないと考へまして、韓国として登録されるかたはそれは無論そのままでいいのでありますけれども、韓国として登録を好ましいやうな人が仮にありますが場合に、ただ單に朝鮮人というやうなこ

とで登録されるような場合も当然登録法の扱いにおいては認めて行こう、こういうことを申し上げておるわけであります。従いましてこちらの日本の立場におきましてはここに無国籍の者が出るというふうには考えていないのであります。それは只今まで申し上げたところで御了解をお願いしたいと思ふのであります。台湾の關係につきましても、台湾人の關係についても大体同じであります。台湾は今度領土が新たに離れて行くわけでありまして、そこで朝鮮は新たに独立して一つの国が結成されるわけでありするが、若干事情がそこには違ひはあるのであります。台湾に關する限りにおきましては、先方に中国國籍復歸法というのがあります。その法律によつていわゆる中国の國籍を取得する、こういう形になると思ふのであります。それだけの違ひでございますが、朝鮮並に台湾について申し上げましたことは以上において御了承をお願いしたいと思ひます。

○吉田法務省 石原次官の答弁の中にありましたように、前回相當、多少くどくなるほどお尋ねをいたしましたので、そのあと速記等も見ながら考えたのでございまして、今の御答弁を以てしてもう一步進んで御答弁を頂きたい。用心をしながら御答弁を頂いておるといふ感じがする。余り同じような質問を繰返しますのもどうかと考えますので、これも前にさういってお尋ねの仕方をして、又お答えも頂いたようでありませうけれども、抽象的にそれでは世界人權宣言による國籍の選択の自由権は認めるといふ点について御答弁を頂きますれば或いは多少私としても満足

できる。それともう一つは今進められております日韓或いは日台間の交渉の結果によつて、何と申しましても事實上政府は現状二つある、今後の問題は別問題であります。差当りの問題は現状がそう急に變るとは考えられませんで、その点について會議の結果、これは會議の点についてこの間お話を願ひたいと申しましたけれども、それはまだコンクリートになつておらんから資料も説明も困難だということでありましたから、そこで心配が起つて来るわけでありするが、この日台會議の結果としても韓国の國籍を強制するものではない、或いは日台會議の結果、蔣介石政権と申しますか、今の日本で相手しておられます中国國民政府の國籍を強制するものではない、こういう二点を御答弁頂きますれば仕合せでございます。

○政府委員(石原幹市郎君) あとの点をもう一回……

○吉田法務省 御答弁によりまして會議の結果國籍問題については向うきめる國籍法に従つて云々という御答弁でありますから、その會議の内容がわからんから、その會議の結果、これは南鮮、北鮮の區別なく、韓國籍なら韓國籍を強要するといふことにはならぬ、こういう御答弁が頂けますならば結構だと申しました。中国の場合についても同じであります。

○政府委員(石原幹市郎君) 御満足の行く御答弁かどうかよくとわからぬのであります。どうも議論の前提において若干の食い違ひが互ひの間にあるのではないかと思ひます。それは我々の考へておりますが、朝鮮についても、或いは中国についてもこの國が二つあるといふふうにはこれは考へていないのであります。ただ現実の問題として政府と云いますか、まあ政権が二つあるような恰好に現実の事態がなつておるのであります。ところが日本の關係をいろいろ処理して行きます上につきましては、日本が承認して日本が交渉の相手としてゐる政府、つまりそれがその國を代表してゐるものと我々は考へなければならぬのであります。その政府の定めておるところを認めて處理して行く以外に方法がないと、かように思うのであります。これは日本が強制するとかどうかといふことではなく、つまり相手國の先方の国内事情といふか、先方の国内法がこれは定めて行く問題でございます。そこで朝鮮につきましましては、大韓民國といふものを相手としておられますので、韓民國の國籍法が一応朝鮮の國籍を律してゐるのであるといふふうにはまあ我々は考へて、こちらの国内の手續を處理して行くかざるを得ないのであります。先ほども申し上げましたように、ただそれを嚴格にその通りに実行するといふことにつきましては、そこに現実の事態がらいたしまして非常に摩擦が起る、或いは混亂が起るはしないかと思ひます。先般から申し上げて来ておりますように、便法上便宜的の措置をとらう、こういうことを申し上げておるのであります。それから中国關係につきましては、各般の御便宜をとらう、これは台湾人について問題がありますし、又旧来から日本におります中国の大陸の人についても問題がある、それにつきましてもできるだけ便法をとりまして混亂摩擦のないようにやつて行きたいといふふうに申し上げておるのであります。どうもこれ以上申し上げるとは私としてはないのであります。どうぞこの程度で御了解をお願いしたいと思います。

○吉田法務省 實は岡崎國務大臣がこれは衆議院でございまして、御答弁を頂いた点については若干表現の点について違つた点があつたように聞き及びますので、實は岡崎國務大臣の御出席をお願いして答弁を頂きたい、こういうふうにご考へたのでございまして、その機会がございませぬので、石原次官にお願ひをしておるわけでありまして、それにこの國籍問題についてはこれは基本的な線については意見が異なると言わざるを得ないと思ふのであります。問題は或いは中国なら中国の正當な政權が事實上いづれにあるや、こういう外交的態度にも關連して參ると思ふ。それから朝鮮につきましても同様であると考えるのであります。あとは便法だ、こういう登録命令の便法だ、こういう御答弁に解したのであります。先ほど質問をいたしました中に、それではこの世界人權宣言等にございます國籍選択の自由の点についてはどういう工合に考へておられますか。その点をお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) これは人權に關する世界宣言の第十五條のことを言われると思ひますが、その二項の二何人も、ほしいまに、その國籍を奪われ、又はその國籍を變更する權利を否認されることはない。この條項について言われるのではないかと思ひますが、これはほしいまに國籍を奪われ、或いは國籍を

變更する權利は否認されることはない。とあるものであります。何も我々は日本國の立場において相手の人の國籍を左右してゐるのではないのであります。先ほどからたび／＼申し上げましたように相手の國の国内法がきめるところを認めて行こうといふことだけでありまして、その国内法が如何なるものであるかといふことについて、遺憾ながら現実の事態は二つの政府といひますか、二つの政權のようなものがあるという誠に遺憾な状態ではございまして、併しこの政府、政權に對しまして日本がとつております外交上の措置、態度についてはこれは十分御承知のところと思ひまして、二つの政權を同時に相手にしてゐるのではないのであります。そこで相手の國の国内法が決するところだ、それらの人々の國籍がなつて行くのだ、この解釈しておりますので、決して我々は世界人權宣言に悖つた措置をとらうとしてゐるのではないのであります。

○吉田法務省 只今政務次官は殘念ながら二つの政府があるといふことを認めになつた。で、そのいづれを相手にしてゐるかといふことは別問題であります。従つて二つの政府を認めるがら一つのほうだけを相手にしてゐるかといふことで、そこがきめる國籍法に従つて日本もこれに應ずるのだといふ今の態度であります。そこに基本的な問題を提起したわけですから、現実に對して片方を相手にしてゐるかといふことで、その國籍法、或いは國籍を韓國籍なら韓國籍を取得することを欲せざる人に強制するような結果になることについては、これは説明は日本が強制するのではないと言われまされ

變更する權利は否認されることではない。とあるものであります。何も我々は日本國の立場において相手の人の國籍を左右してゐるのではないのであります。先ほどからたび／＼申し上げましたように相手の國の国内法がきめるところを認めて行こうといふことだけでありまして、その国内法が如何なるものであるかといふことについて、遺憾ながら現実の事態は二つの政府といひますか、二つの政權のようなものがあるという誠に遺憾な状態ではございまして、併しこの政府、政權に對しまして日本がとつております外交上の措置、態度についてはこれは十分御承知のところと思ひまして、二つの政權を同時に相手にしてゐるのではないのであります。そこで相手の國の国内法が決するところだ、それらの人々の國籍がなつて行くのだ、この解釈しておりますので、決して我々は世界人權宣言に悖つた措置をとらうとしてゐるのではないのであります。

ども、外交的な態度として結果においては強制になるのじやないか。その辺を便法でということをおつしやるのでありますけれども、便法はとにかくといたしまして、日韓会談の結果韓国政府を相手にしているからというこゝとで韓国籍を強制するという結果にならないようにされるべきではないか。今の答弁に關連いたしまして推理して参りますと、そういうことにならぬ裏がございまして、もう一遍その辺重ねて伺ひたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 吉田委員は今私が現実に二つの政府を認めていゝという言ひ現わし方をされましたが、これは誤解があるといけません。思ひますから釈明しておきますが、二つの政府を、日本としては認めておるわけではないのであります。現実にはそういう事態があるといふことを申し上げたのであります。日本といつたしましては朝鮮については大休国際連合が自由選挙に基いて民主的に成立した合法的政府と認めておるものは韓国政府と申しますか、大韓民国で、而も二十数カ国の國がこれを認めておる、こういう現実の事態に基いて日本はこれに処對しておるわけにございまして。その国内法の律するところを原則、建前においては認め、日本のいゝな諸手續をやつて行こう。併しこれはそういうふうによればいゝの問題が起きますから便宜の取計りも認めて行こう、そして我々は近い将来において何らかそういう問題がすべて解消される日の来らんことを念願しておるわけでありまして、只今の、現実の事態においてはこれ以上の措置をとるということとは如何ほどここで論議を繰返しまして

これはできないと、私はかように思ひますので、重ねてこの程度で御了解を願つておきたいと思ひます。なおそれから先ほどのお話では岡崎國務大臣と私との間に若干の違ひがあるようございまして、これはよく両方の速記をお調べ願ひまして御検討をお願いしたいと思います。十分了解といふ事があるか、方針については打合せがあるのであります。根本的趣旨において何ら相違はないと思ひつております。

○吉田法務省 基本的な外交上の態度について意見があり、それから出発してこの意見と申しますか、それが合致しないのでありますから、これ以上話を進めても仕方がないと思ひます。が、便宜の措置の中に現れておる國籍を強制するものではないと、こういう御意向を一つはつきり制度上、法制上確立して頂くことを希望いたしておきたいと思ひます。問題は、はつきりいたしません日韓会談、この日韓会談のこの項に關する分だけでも御披露願つて、或いは御示唆願つて質疑を続けますとこの辺明らかになりますけれども、明らかにせられませんかだけに不安を持つわけでありまして。その点は希望を申上げるといふことにいたしまして、私は外務委員の皆さんにお願いをしておきたいと思ひます。

それから出入国管理令の全部についていゝ質疑も従来重ねられましたので、改正点はもう質疑をいたさないことにいたしますが、今まで問題になりました例を二十四條、或いは收容については相當の理由があるとき、或いは恩料するといふことが行政権によつて一方的に解釈される虞れがあるといふ点については、これははかに委員

その他から御質問がございまして、これらの点も問題になります。全部を通覧いたしまして、これは管理令でございまして、最初ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件として出て参つたのでありますから、考へ方の基礎になりますアメリカの制度等を参酌いたして見ますと、手許に十分の資料がございせんが、頂きまして資料、それからその後国内安全保障法の制定に伴つて入国拒否或いは送還等の理由になつたもの等を参酌いたして見ますと、その間に條文上の近似点或いは構想的近似点は十分わかるのです。ところが根本的に諸外國の例と、それから私どものこの論議をいたします出入国管理令、特に講和発効を目前に控えて私どもがここに論議いたします事情とは、根本的に違ひがあるといふことを強く感ずるのであります。まあ強い立場弱い立場といふような話も羽仁委員からなされましたけれども、アメリカに新しく人が入つて来ようとするときに、アメリカに入つて来ようとするときに、こういう事項として挙げられました移民法の問題、或いは国内安全保障法に伴いますこれらの關係法律の改正案は、これは一応わかりま

す。併しながら、日本の場合においては根本的に違ひますのは、講和発効の日まで日本人として取扱つておる人たちがこれが講和発効と共に外國人に一応なる。併し、過去数十年に亘つて日本におられた、或いは戦争中に生々しいこれは私どものまだ記憶に生々しいところでありまして、戦争に協力願うために、或いは勤勞報國隊とか、或いは徴用とかいふことで、随分無理もして参つておる。この現実の上に、

この二十四條その他、而もそれが恩料する云々という言葉で表現されておりますけれども、こういうことで、新しくアメリカからアメリカに入つて来る、それを好ましいか好ましくないかと価値判断するのと、日本の場合とでは、根本的に違ひ。而もこれは、或いは國籍の問題については論議をいたしましたけれども、韓国にいたしましては、或いは北朝鮮人民共和國にいたしまして、特に中國の人民共和國に國籍を持つことを希望せられる皆さんについて、これは日本とそれからこれらの東洋の新しい諸國家、諸民族との間の關係といふことを考へなければならぬと思ひます。その点にこれは根本的な立場の相違があるし、それから出て参つてこれを比較検討いたして見ますといふと、明らかにこの法律の中には、或いは占領下連合國と申しますか、或いは大部分の意見はアメリカでございまして、アメリカの立場でございまして、これがそのまゝ出ておるとしますならば、これはこれから独立する日本が東洋の諸民族に對する對等の立場、本當に心から對等で平和裡に手を握つて行くといふ法律としては、誠に何と申しますか、不備であり、或いは改訂を要する点が多々あると考へるのであります。これらの基本的な制度の背景をなします國の事情についてお考へになりませんかどう

か。従つて、それから出て参ります立法技術上の点について再考すべきものがあると思ひます。この点について、石原政務次官なり、或いは佐藤法制意見長官、これは國務大臣がそれをおられませんか、代つて御答弁願ひたいのでありますけれども、

も、先ずその基本点一つお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 極めて抽象的な言葉のお答へにはなると存じますが、この出入国管理令、これは冒頭の機会にも申し上げたように、國際慣行に則りまして本邦に入國したり、又は出國するすべての人の出入國の公正な管理について規定をすることを目的としておるものであります。制度全体を通じて第一に國際慣行に合致するといふことを考へております。それから第二には、人權尊重の思想に従ひまして外國人の処遇の公正を期すること、この二つを主要な目的としておるものでございまして。そして、現在の状態において能う限りの諸外國の資料等も集め参酌してきたものと考へておるのでございまして。ただ問題は、規定の書き方というよりも、この法を如何に使用して行くか、運用して行くかといふことに重点が私はむしろあつて来るのではないかと思ひます。ありまして、それらの問題につきましては、この委員会でも十分皆様が御意見も出、政府の気持も申上げておられますが、その点は十分参酌いたしまして、更にこの法が立派に公正に運用されまことを我々は念願して行きたいと思つております。

○政府委員(佐藤達夫君) 個々の條文の御疑念につきましては、先般来私から御説明申し上げた通りでございまして。この全般の立法の行き方という点につきましては、只今政務次官が述べました通りでございまして、あえて私が言葉を附加する必要はないと思ひます。

○吉田法務省 石原政務次官から、國際慣行による、或いは人權を尊重し

云々というお話でございますが、先ほど申しましたアメリカの場合に、アメリカに新らしく入つて来る人をアメリカとして好ましか好ましくないかと、こういうことで立案せられましたのと、それから日本の場合に一番大きく問題になりますのは、これは人数の点から考へましてもさうであります。その他第三國人といふのも、朝鮮それから中国の諸君もさうだと考へるのであります。これらの皆さんが長年日本におられた、或いは中には、中には申しますよりも、大部分日本の国籍を持つておられる。そういう事情の相違からいたしたるならば、これは全く事情が違つておる。その点について根本的な考へは何も拂われておらなくてはなにか。而も、占領中であるならばとにかくであります。独立後の法制としてここに我々審議するというならば、その点について根本的に考へ直す必要があるのではないか。この点については、十分御答弁を願わなかつたように思ふのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 先に轍越でございまして、今のアメリカの關係は、これはもう御承知だろうと思ひますが、念のために申上げておきたいのは、入國に対する制限、それから退去についての自由というものは、今御審議を願つております。この案件の建前と同じになつております。それから、アメリカ市民に一応なつておる、即ちよそから歸化されてアメリカの國民になつておられるというような人に対しては、又別な法制によりまして歸化の取消という制度もございまして、やはり取消されたかたが結局退去をされるという場合も、これはまあ制度としてございまして、但しこの運用の問題としては、恐らく、政務次官のほうから先ほども申されました通り、日本のこの法制の運用としては先ほどの御趣旨によつて運用される。私はただ外國の例について知つておるところを申し上げるにとどめま

○政府委員(石原幹市郎君) 只今意見長官からも申されましたように、これは日本の独自の法制ではないのであります。十分國際慣例を調べてできたものであるといふことは、先ほど申し上げた通りであります。それで先ほどと同じことになるのであります。が、やはり一応心配されまゝなことは、この法のやはり運用の如何であらうと思ふのであります。吉田委員がいろいろお言葉を換えて言つておられますが、結局はこの法の運用如何であらうと思ふのであります。これは先ほど羽仁委員からの終局的御質疑に對しまして、私が十分今後の運営につきましては諸般の情勢を考慮して無理のないように適正、公正に運用されまゝするように十分留意をするといふことを先ほど申し上げてあるのであります。これを以て御了解をお願いしたいと思います。

○吉田法務省 運用でやつて行きたいと、それは退去を強制することができると書いてあつて、強制することと書いてない。或るほどそれは外國の場合と違ふところではあります。それを認めるとは率直に認めます。併しなから、強制することができると書いてあつて、強制することと書いてないから送還しないのだと、或いは退去を強制しないのだと、こういうことであれば問題はございせん。運用々々と言わ

れまゝならば、運用の点についてお話し上げますけれども、或いは思料する、或いは疑うに足る相當の理由がある、こういうことで運用せられますならば、これは一つ私知つております例を申し上げますけれども、滋賀県で部落解放委員会という、従来日本で、何と言いますか、同じ日本人でありながら特別の差別を受けた人たちがあります。この部落解放運動の實際の世話をしておつた人、これは名義上はいわゆる日本人になつておりましたけれども、例えば登録令關係で行きますと朝鮮出身の人であつたのであります。この人を理由なくして、これは出入國管理令に相當すると思料せられたのであります。そして長崎から強制的に送還をしようと思はれた。で、その直前にやつと、何と申しますか、その強制送還を阻止し得た経験を持つておりますけれども、この法令の運用の点から言いますと、今お話のような運用によつて弊害のないようにしたいといふお氣持は、これはただ口頭のお話でありまして、私どものあれから言いますならば、例えば破壊活動防止法案に、労働組合には適用しないのだと、こういう注意規定を設けるのと同じように、實際にはさういふ工合には行われたい。恐らくこの法律で恩料すること、疑うことによつてどん／＼強制收容もせられるし、或いは送還もせられるといふことを、過去の経験からして我々心配するわけでありまして、特に先ほど来指摘せられましたように、二十四條の中に、違法ではないと、不法性はないけれども好ましくないといふ人たちの強制送還する條項が随分たくさんある。それならば、若し本當にその公正ならざる運用をする意思がないといふならば、これらの問題の点について修正をする以外に、或いは削除する以外にないといふ工合に私も考へるのです。具體的な例を挙げて公正な運用をしたいという御答弁に對する反駁をするのであります。立法技術上さういふ法律では弊害が生ずるといふ私どもの意見について、どういふ工合に考へておられますか、お伺いいたします。

○政府委員(鈴木一君) 私からお答を申し上げますが、この管理令の建前は、先ほど政務次官からお話がございまして御了承を得たことと存じます。が、その中で外國人である以上は、國際慣例によりまして民主的な扱いとしてこの管理令を適用する、この点については誠に明らかなでございまして、我が國として特殊の事情であるはずと長く日本におつた朝鮮、台灣の人たちに對しては、法の体系からいたしまして別個に扱うといふことで、これは日韓會議にも問題になつておりますので、さういふ点を考慮いたしまして、一応はこの人たちには特別の法律が出るまでは現在の状態でそのまま日本におけるといふ途を作つてあるのでございまして。それで日韓會議の内容に入るわけでございますが、その日韓會議によりまして、さういふ人たちは、善良な人でありますれば日本に永住の許可も與えられるといふことでありまして、普通の外國人が日本に永住許可を願ひ出ます際には相當な制限があるわけでございますが、長く日本に終戦前から在住しておつたといふものに対しては無條件で永住の許可が與えられるといふことに、これは日韓會議の内容に入

つて参るわけでありまして、さういふ特別措置をしたらどうかといふことで、大体話し合ひができておるのでございまして。それはいづれ特別立法によりまして、今度の會議に間に合ひますれば出るわけでございますが、或いは次の會議になるかも知れません。やがて出て参るわけでありまして。ただ外國人になつてしまひますので、外國人になつた以上は國際慣例によると、ただ以前からおつたさういふ特殊の扱いをすべき人たちに對しましては、例えは二十四條の適用については、先般来申し上げておりますように、貧困者といふようなものについても、ただ貧困であるからさういふことは勿論考へておらないわけでありまして。これは韓國側との協定その他によりまして、不安のないような扱いをいたしたいといふことを考へておるのでございまして。で、運用の面におきまして、具體的に日韓會議におきましてさういふ問題に特別な考慮が拂われるといふことがやがて明らかになるものと確信をいたすわけでございます。

○岡田宗司君 関連いたしまして、只今の御説明によりまして、日韓會議の結果日韓條約といふものができて、或いは台灣政府との間に何か條約ができた後に特別の法律ができて、さうして昭和二十年の九月二日以前にやつと日本に在住しておつた朝鮮人並びに台灣人ですね、その人々については、まあその後特別な法律に基いて無條件に永住権を與えるといふふうなことになるのだ、さういふ御説明があつたのです。さういふことをこのポツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に關する件に基く外務省關係諸命令の措置に關する

法律案の中に、なぜはつきり明示されておかなかつたか、或いは外国人登録法のほうにそういう経過的な規定をななせお入れにならなかつたか、何か入れたい都合があつたのか、その点お伺いしたい。

○政府委員(鈴木一君) これは日韓合談の話し合いが、この法案を提出いたしますまでにすでにできておれば、当然入れるべき問題であつたのであります。が、御承知のように未だ合談が調印に至つておりません。まだ発表に至つておりません関係で、その発表に至るまでは便宜処置として、この法案、今回御審議願つております法案の第二條の第六項というところで、特にこの点につきましては「別に法律で定めるところにより」という書出しでそれを暗示いたしておるのであります。で、先ほど申しました永住許可の問題は、この「別に法律により定める」この中にどういう方法で永住許可を與えられるかということを定めようという心組で書いておるのでございますが、残念ながら日韓合談がまだ最後の妥結に至つておりませんので、法文に現わしてそれを明示するといふところまで行つていないのであります。

○岡田宗司君 会談が成立しないから明示せん、こういうことでありますけれども、そういうものはいずれ兩國の、両政府間の條約等によつてきめられることは予定されておる。そういうしますならば、そういうものができた際に、こういう取扱をするということをはつきりさしておいて、不安の念を與えないことが、法の目的をよりよく達成する途じやないですか、そこいらの点、どうお考へになりますか。

○政府委員(鈴木一君) 御尤もなことではございますが、條約になります内容をその以前に文字にいたしまして現わすということは、これはむずかしいことではないかと思つております。

○岡田宗碧君　むずかしいことではないかと言つて放つたらかして不安の念を起したり何かして、いろいろ面倒な關係を生じさせることは非常にまずい。で、何もこの中に日韓會議が成立してとか、或いは台灣政府との間の條約が成立してとかいう言葉は入れなくても、そういう意味のことをもつとはつきり現わして、そうしてそれが成立……そういうような状態になつた場合にはこういうする、それまではこういうするということとは、規定できないわけはない。いろいろな法律でもそういう規定は幾らもある。従つてそういうようなことをお入れになつておけば、むずかしい問題は起らないと思うのでありますが、そこらの点はどうお考えになりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) これはボツダム宣言のこのほうの七頁の第二條六項の終り頃に、「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」「決定されるまでの間は、在留資格があつてもなくても何でも本邦に在留することができるのでありまして、それで別に法律で定めるところにより、これが只今日韓合談で在留資格及び在留期間、これをきめよう、こういうことでありまして、これは岡田委員の御心配の点は全然ないと思います。無條件で本邦に在留することができるといふことが、ここにち

やんと明示して書いてあるのであります。ただ如何なる内容になるかということは、別に定める法律がどういう内容になるかということ、今、日韓会談で話合つておるのでありますから、それがきまらんと、どうもここにちよつと書き現わすことはできないのじやないか、かように私は考えます。

○岡田宗司著「別に法律で定めるところにより」というのをもう少し明らかにする必要があるのではないかと、それからその別に定むる法律の内容がもうちつと明らかに限定せられて、そうしてこの法文が、もうちつとこの文章がはつきりした意味を理解できるようにされることが第一、それからこれに基いて永住資格を得たものについては、例の強制送還の問題について、無條件にこれを適用するようないふことのないようにやはり明示する必要があるのでないか、その点についてどうお考えになりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 一応私から答へまして、なお足らざるところは管理庁長官から……。これは先ほど申しましたように、会談で両方の折衝の過程でありますので、ここで而もそれを法律にその内容を明示するということは、これはまだできないと思うのであります。大体いろいろな條件を附けようという考えは、この在留資格において考えようといううなことは考えられてないようであります。期間につきましても、これはまあ大体衆議院のほうでもいろいろ若干の話が出たのであります。が、二年乃至三年くらいということになるのじやないかと考えます。それから強制退去の二十四條のことについては、これはここでもう何回も申

上げましたように、破壊的、不穩の行動をとる人である、或いはもうこれ以上日本におつてももらつては困る、こういう人について、これはもうこの国でもそういう場合には困るのであります。それ以外の人につきましては、殊に從來から日本における朝鮮の人々、或いは台灣の人々について、十分考慮を拂いまして、摩擦のないようにやつて行きたいということは、ここでしばしば申上げておるのであります。大體皆様がたにも十分私は御了解は頂いておるのでないかと思ひます。

○吉田法晴君 御了解を頂いておるのではないかと……了解をせんから質問を続けておるわけですが、今の御答弁からいたしまして、それから基本的に先ほど来申上りまはし占領中にできておる法律を成るほどそのほかに若干附加えてはおりますけれども、大半はそのまま持つて来て、ここに講和後の法律とすることについて、妥当性を欠くのではないか、こういう点が私どもの根本的な気持であります。只今の質疑に現れましたような事実或いは事項がございますならば、これはもう少し待つて、根本的に変えたらどうか、これが第一点。それからもう一つ、例えば先日からの質問でも、二十四條の四号の(ハ)或いは(ホ)「難予防法の適用を受けている難患者」或いは貧困者、放浪者、云々につきましても生計扶助を受けているからといって必ずしも送還しない。或いは難予防法の適用を受けておるからといって必ずしも送還するのじやないというならばもう少しこの法文を書換へるべきじやないか、或いはこのままで、この(ハ)なら(ハ)、(ホ)なら(ホ)の個々の條文はこのまま

にして置くとしても、第二十四條の別のところこの條文を書加えるということが必要になつて參る。或いは先ほども無條件に永住の許可を與えると、こゝにういうお話でありますけれども、施行規則の三條の三項によりますと「國籍證明書」を必要とする、或いは「獨立立派の生計を営むに足る資産又は技能があることを立証する書類、こゝにいうものを少くともこの法律は要求されておる、或いは資格として要求されておる。そうするとお話の点、抽象的な答弁の点と、それから具体的な法律案は違つておる。だからその点を直すべきじゃないか、こゝいう点をこの條文の個々について申上げるときにも根本的に含みながら御質問を申上げておるわけではありますが、その点は如何ですか。

○政府委員(石原幹市郎君) 前段について私からお答え申し上げます。あの点は管理庁のほうからもお答えを願いたいと思いますが、この法律はこれは朝鮮の人だけを対象として作つておる法律ではないのでありまして、一般外国人に適用する法律でありますから一応書き方としてはこう書いておかなければ、書き方としてはこれ以外に方法はないのじやないかと思ひます。そこでどういふようでありますか、從來からずつと在留されております朝鮮の人、台湾の人等については特に慎重なる考慮を拂ねばなりませんから、又日韓會談においても、この運用方針について両國の間で十分話し合ひを進めたい、協議をしたいとこういうことになつておるのでありますが、法の書き方としては一般外国人に適用する法令といつしましては、私はこういう



まする法令でありますので、書き方においては、この書き方とつておられますが、但し旧来より日本におります朝鮮の人々につきましては、十分留意をいたしまして、不当のことがないように、無用の摩擦のないよう、我々はこの法令の運用を図つて行かねばならぬと思つておるのであります。万止むなくこの法を適用せなければならぬような場合につきましては、これもたび／＼申上げておきますように、日韓の間におきまして、この運用の方針等についても打合せを遂げつつあるところでございまして、我々は隣邦の人々、殊に長く日本におられました人々に対しまして、十分諸般の事情を考慮いたしまして、適正なる運用を図つて行きたいと思ひます。

○平林太一君 大体私の質疑に対する御答弁は了承いたしました。この機会に申上げておきたいと思ひますことは、どうかこの精神をこの二十四條の適用にも深く考慮せられてもらいたいというところについて、この際一応参考までに政府に申上げておく次第であります。要するにこの法の、只今申しました私のこの法に接しますところの私の態度といたしましては、やはり我が国は、如何に這般の過激し日に、戦いに敗れたといえども、我が民族、我が日本民族といふものはアジア諸国中におきましては依然として金は金である、腐つても鯛である、そういう感を深くせざるを得ない。又そういう方向でこれは進むべきものである。こういうことを思うにつけても、いわゆる世界の米國、英國、如何に大國といえども、我々は今後我々の進むべき道に對しまして、誠意を踏んで、

恐れはならない、誠意を踏んで恐れざることは、これら欧米のいわゆる大國をして誤らざる行動を事前に知らしめるというところに相成るのであります。それで一方におきましてやはり我々アジアの幾つかあるところの國々の中に、國小なりといえども、その民族におきましては遙かに毅然としてこれに高きものを持つておる。そうして會つてインドに生を受けた大聖釈尊が、あの小さな國におきまして全人類を救つたように、我々日本民族といふものは、このアジアの諸民族が仕合せに又幸福に暮して行けるような、そういう方向を行かなければならぬ。その今後とつて我々日本民族の精神の中、こういうことを思うにつけても、いわゆるこのアジアに關するものに対しましては、我々今後獨立國家といたしまして、大いに大愛の精神、親愛の精神を持つて、そして我がこの日本に對しまして共に備へ、又苦樂を共にせんとする人々に對しましては、豈それ我が國內の我が民族といふものと、又これをやられた或いは韓國或いはタイ國或いは台灣といふものをこれは差別すべきものではない。皆同じ心持、同じ精神を以て共にアジアの發展に盡して行きたい。そして欧米の大國に對しては、我々決して卑屈の態度をとる必要はない。そうしたところに世界の大きな平和がもたらされる。その平和をもたらすところのものが、この法案に盛られてある。従ひましてこの法案の運用、適用いたしまして今後お進めになられるようにというところを、この際強く政府に對して申上げ、又我々も大いにこれに

協力をしたしまして、この法案の完全なる運用の今後できることをひたすら望んで止まないといふことを、私はここに私の所信として、又希望として申述べておく次第であります。私の質疑は大体これを以て終りいたします。

○吉田法晴君 あと二、三點をお尋ねしたいのでありますが、先ほど来明らかになりましたように、國籍の問題、その他日韓會議、或いは日台會議と申しますか、明らかにできない点があり、又無條件で永住許可ができるようにするという方針であります。法文上は別に法律に定めるところによるというので、その内容は、法文上は明らかにならない。そこでこれらの事柄が明らかになりますまで、この法案の何と申しますか、この審議立案を延ばすべきではないか、こういう点を一つ。それから、もう一つ、この二十四條その他であります。特に今二十四條が中心でありますけれども、外國の法令を見ても、ほかの法律で違法性のないものを、強制送還或いは收容の理由にされておる。これは私は十分ではございせんけれども、頂きました法律等を見ても、外國の場合にはなによりにまあ思ふのであります。で、特に二十四條の四号の点については、先日も御質問申上げましたけれども、破壊活動防止法といったような別法になつておる、或いは団体の不法行為、こういうたものがこの中には含まれておる。或いは労働法云々というお話を越えておることも明らかであります。そういう不法性、違法性のないものを、好ましくないとして二十四條に

入れるといふことは、立法技術上の問題ではない。而もそれは、先ほど申し上げましたけれども、外國の場合と日本の場合とは事情が違つておる。これは外國人全般に適用せられるものでありましようとも、實質的には頂きました数字が示しております。台灣ならざる中國、一応この登録關係で言います中國人でありまうとか、或いは韓國でない朝鮮の人たち、こういう人たちが多いことを考えますときに、實際問題として、それは日韓會議、或いは日台會議でなされておると言ひますけれども、法の適用を受ける大部分の人は、こゝういふ人たちである。その人たちに、日本の法律では別の法律で違法性があると認定せられない事項、或いは不法性があると認定せられない事項を、第二十四條その他に書くことは、これは行き過ぎではないか。これらの点については修正せらるべきであると思ひます。それから、その点が一つ。それから、もう一つ、この調査ですか、入國、或いは入國の場合のこの審査なり、或いは強制退去に至ります手続は、これは羽仁さんから話になりましたけれども、先ほど申しましたような實際を考へますときに、外國の法令そのままには建前にならんわけでありまう。二十四條を實際に管理いたしますのは、これらの手続によるわけでありまうが、その手続が行政権によつて行われる、而も外國の場合のように民主主義が相當徹底しており、民主主義の伝統のあります國においては、或いは日本以上に弊害を防ぐことができるかも知れせん。併しながら、先ほど本の場合に、特に今後の逆コースの中

で、行政権の何と申しますか、專横と申しますか、或いは一方的な強行が行われます心配の多分にあります日本においては、この手続規定では、これは公正を期したい、もう少し裁判手続と同様の、行政官ではない、もつと第三者的な身分の保障をせられました機關による審理手続が必要だと考へざるを得ないのであります。これらの点についてどういふようにお考へになりますか。

○政府委員(石原幹市郎君) 前段を私からお答えしまして、後の点は意見局長官からお答えを願おうと思ひのであります。今回の改正法律案の第二條の第六項におきまして、最後に「別に法律で定めるところによりその者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間」これで一応きめるのであります。「までの間、引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができ」る。「引き続き」これこそ本邦に無條件であります。在留資格を有することなく本邦に在留することができるとなつておるのであります。その間の経過措置につきましても、何ら不十分なところはないと思ひのであります。

それから第二十四條の書き方等についても、私は行き過ぎであると思ひつておられません。又出入國管理のやり方につきましては、大体諸國の例もこのやうやり方とつておるところが多いのであります。これも普通であらうと思ひのであります。が、なお法制的立場から佐藤意見長官からも御説明を願つておこうと思ひのであります。

○政府委員(佐藤達夫君) 前回羽仁委員の御質疑に對してもお答え申したの

であります。第一に、第二十四條に列挙されております事柄、これにつきましてのお尋ねでございましたが、申すまでもありません。ここで掲げております事柄は、これは絶対に制裁ではないのでございませう。刑罰というやうなもの、即ち制裁でないことは申すまでもないことではございまして、飽くまでも日本の国として非常に困るという立場から判断してこれだけ列挙いたしました。ただたま／＼少し正直過ぎて、細かく列挙いたしましたために、前回以来非常に御迷惑をかけましたけれども、これは実は外国の立法例、殊にヨーロッパの立法例には、この間も触れましたように、不適当と認める者は退去させることができるというように簡單明瞭にやつておる国さへもありません。それから申しまして、制裁でないことはおわかりでございませう。(制裁になる)と呼ぶ者あり)又この列挙がむしろ濫用を避ける意味で細かく無理をして並べたという我々の気持は十分法律家であらせられるところの吉田委員には殊更に(ノ／＼)「呼ぶ者あり」私はおわかりになることと安心しておるのではありません。(「わからぬね」と呼ぶ者あり)なお行政手続という点につきましては、これはもう申すまでもありません。本来この退去するということは、行政府が全責任を持つてやるべき事柄でありまして、それを三権分立の原則を案じまして、裁判所の責任に押しつけるやうなことは私は憲法上如何かという気持がいたします。さて行政府の責任でいうことになりまして、場合合に、これも併しできるだけ慎重な手続で憲法の要請する法の定める正当な手続という趣旨によつて、成るべ

く細かく規定をすることがむしろよろしかろうという趣旨でかような又御迷惑をかけるやうな長い條文ができたとわけてあります。今お話のように、せめて行政官でない者、完全な裁判官的な裁判官とはおつしやいませんでしたうが、裁判官に近いやうなものというやうなお話もございまして、それも勿論考えられます。考えられますけれども、この点又いさ／＼政府の責任關係ということから申しますと、政府の責任の負えないやうな手続がそこに行われるという面の批判も又出て参ります。これも勿論十分おわかりのことと存じます。而して結局結論を申し上げますれば、行政権によつてこれは国会の、或いは又その国会のよろしに認められる主権者たる国民の完全なる監視の下に行政府が責任を持つてやりますという態度でこの案ができておるわけでありませう。

○岡田宗司君 今までのお話で、何遍も繰返されたことですが、外国人登録法は一般的な外国人の登録に関するもので、それはその通りでありまして、私もよくわかつておるのであります。問題は例外的な朝鮮人並びに台湾人の問題と思ひます。これが例外であるこの法律の適用に關しては、この例外的な人々については例外的に取扱うんだというところを、もう少しはつきり書き現われないからいさ／＼誤解も起る、今までの取扱方についてもさういう誤解を生ぜしめるやうなものがあつた。だからこの二つの法律ができる際に、その例外的なものをもう一つと親切にわかりやすく納得のできるやうに書き現わしたほうがいいんじゃないか、こういうことを私は考へる。

それから今いさ／＼伺ひしておるといふと、日華會議なり何なりの間で話合つておるこの話合いがどういふやうな内容を持つものかというところを概略でも伺ひたいとはつきりしたことでは僕らにもわからないのです。そこでこれは委員長にお願いしたいのです。が、連合委員会は今日でお終ひでありませう。先ずこの法律の例外的な適用が今一番問題になつておるので、その例外的な適用の基礎になる日華會議なり、或いは日本と台湾政府との間のいきさつなり、その會議なり、或いは何なりの場合におけるやういふ人々についていろいろ／＼な向う側の考え方もあり、こつちの考え方もあるでしやう、それを一つ明らかにしてもらひたい。これはやはり岡崎國務大臣がその責任者でありませうから、岡崎國務大臣に出て一つそれから明らかにするやうにして頂きたい。こういうことが一つ、それからこれはまあ日本に今までおつた朝鮮人並びに台湾人諸君は今後外国人になつて行くわけでありませうが、その人たちが、今問題になつておるその人たちが、一体日本の内部においてどういふ生活を持つておるか、どういふ状態であるかというところが我々何も説明されていない。例えはさういふ人々は日本人を妻としておる人もおる。さういふことを、それは一例でありませうが、もつと明らかにして我々に納得の行くやうに御説明を願う。これは一般的な在留しておられるやういふ人々の状況についての詳しい御説明を伺ひたい。或いは犯罪の問題もありませう。即ち二十四條に觸れるやうな問題もたくさんあると思ひます。それらについての詳しい御説明をお願い

したい。それからこれはこの法律ができ上つて適用されるやうなことになるやうに、それによつて影響を受ける人が多いわけでありませう。特に不安に感じられておる諸君も相当おる。だから朝鮮人のかたなり、或いは華僑のかたなりの中で適當な人を参考人として喚んで頂いて、さうしてその人々から受ける感じ、或いは希望というやうなものも是非伺つて我々の審議の資料にしたい。さう考へております。(異議なし)と呼ぶ者あり)それから委員長、どうでしやうか、さういふやうな方法を一つ審議の過程でお願いしたいのです。が、これは外務委員会になりましたから、このことではございませうが、どうかお取上げになつて頂きたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) ほかに御質問はございませうか。

○兼岩傳一君 質問でなく議事進行で……今岡田委員の言われたやうな日韓、日台に対する岡崎國務大臣のもう少し具体的な、少くとも一般的な方針、その問題点等々をやはり聞かして頂くこと、参考人喚問ですな、これは一つ利害關係を持つておられるその人たちのほかに、公正な立場の國際公法の學者なり、それから民族問題について非常に理解のあるかたなりお差しかへ願つて、やはり外務委員会として一つ参考人喚問、是非一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(有馬英二君) ちよつと速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(有馬英二君) 速記を始めて下さい。それでは法務との連合委員会は本日をもって閉じます。本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十五分散会

昭和二十七年五月十二日印刷

昭和二十七年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 片